

建設コンサルタント等業者 各位

聖籠町税務財政課

最低制限価格設定業種の追加等について

聖籠町最低制限価格制度運用要領の一部を改正し、次のとおり建設コンサルタントに係る業務を設定業種に追加するとともに、建設工事、建設コンサルタント業務ともに本要領に基づく算定方法によることが適当でない場合の取り扱いを設けましたのでお知らせします。

1. 追加対象業務

設計、物件調査、地質調査の業務で予定価格130万円以上のもの

2. 最低制限価格の設定方法

次の表の業種区分ごとに同表の①から④に掲げる額の合計額（消費税及び地方消費税を除いた金額で、当該金額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）に100分の108を乗じて得た額とし、算定した額が予定価格の100分の80以上100分の90以下の場合は、この価格を最低制限価格とする。ただし、その額が予定価格に100分の90を乗じた額を超える場合は予定価格に100分の90を乗じた額を最低制限価格とし、予定価格に100分の80を乗じた額に満たない場合は予定価格に100分の80を乗じた額を最低制限価格とする。

業種区分	①	②	③	④
設計業務	直接人件費の額	直接経費のうち次のアからオまでに該当するものの額 ア 事務用品費 イ 旅費交通費 ウ 電子成果品作成費 エ 電子計算機使用料及び機械器具損料 オ 特許使用料、製図費等	その他原価の額に100分の70を乗じて得た額	一般管理費等の額に100分の70を乗じて得た額
物件調査業務	直接原価の額	その他原価の額に100分の70を乗じて得た額	一般管理費等の額に100分の70を乗じて得た額	
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額	諸経費の額に100分の70を乗じて得た額	

※この算定方式により算定した最低制限価格を適用することが適当でない認められる場合は、予定価格の100分の90から予定価格の100分の80までの範囲で定めるものとする。

3. その他

以前から設定対象となっていた建設工事及び測量業務は従前のおりとする。

ただし、各々の算定方式により最低制限価格を適用することが適当でないと認められる場合は、建設工事においては予定価格の100分の90から予定価格の100分の85までの範囲で定めるものとし、測量業務においては、他の建設コンサルタント業務と同様に予定価格の100分の90から予定価格の100分の80までの範囲で定めるものとする。

4. 適用時期

平成29年7月1日以降に行われる入札から適用

【問い合わせ】

聖籠町税務財政課 財政係

T E L 0254-27-2111 (内線 141.142)

F A X 0254-27-2119

e-mail zeizai@town.seiro.niigata.jp